

令和6年度自転車ヘルメット着用啓発動画の制作・配信業務委託に係る 企画提案競技（プロポーザル方式）実施要項

1 趣旨

令和5年4月1日に道路交通法の一部を改正する法律が施行され、全ての自転車利用者の自転車ヘルメット着用が努力義務となり、大分県も、同日付で、ヘルメット着用努力義務化の条例改正を行った。

自転車乗車中の交通事故で死亡した人の約5割が頭部に致命傷を負っていることや、ヘルメットを被っていなかった場合、ヘルメットを被っていた時に比べ、致死率が約1.9倍高くなることが警察庁のデータから分かっている。

自転車利用時のヘルメットの着用は、死亡事故・重傷事故を防ぐうえで、大きな効果が期待できるが、警察庁が令和5年に公開した都道府県ごとのヘルメット着用率の調査では、大分県の着用率が46.3%と愛媛県に次ぐ全国2位であった。

結果としては全国上位となっているが、現状として、中高校生の着用率が高く、大人の着用率が低いことが課題である。県警の調査では小中高校生の着用率は60.4%に対して一般世代の着用率は29.1%と大きな開きがある。そのため、一般世代のヘルメット着用率を向上させる取組を行っていく必要があり、動画による広報・啓発を行う。

2 契約に付する事項

- (1) 委託名 令和6年度自転車ヘルメット着用啓発動画の制作・配信業務委託
- (2) 履行場所 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県生活環境部 生活環境企画課
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで
- (4) 業務概要 別紙1「令和6年度自転車ヘルメット着用啓発動画の制作・配信業務委託仕様書」による。
- (5) 予算限度額 1,100,000円（消費税を含む。）
- (6) 著作権等

県が契約の目的物（以下「成果物」という。）である動画等を加工し、県のホームページやインターネットの動画サイト等に登載することを許諾すること。

また、成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (2) 本事業を遂行するに当たり十分な専門知識及び人員体制を有すること。
- (3) 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (5) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 参加申込及び資格審査書類

(1) 参加申込について

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書（別紙様式1）」（以下「参加申込書」という。）を提出すること。

ア 提出期限

令和6年5月7日（火）17：00（必着）

イ 提出方法

持参、郵送、FAX、E-mail

※郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法とすること。

※FAX、E-mailの場合は電話にて到達を確認すること。

ウ 提出先

「9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(2) 資格審査書類について

ア 提出書類（1部。A4サイズ。（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

①企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）

②会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写し可。）

③過去の類似業務の実績を証する書類（写し可。）

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・取扱商品等調書

- ・納税証明書（県税）
- ・納税証明書（地方消費税）
- ・登記簿謄本
- ・定款（写し）

イ 提出期限

令和6年5月7日（火）17：00（必着）

ウ 提出方法

持参、郵送

※郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法とすること。

エ 提出先

「9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(3) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（別紙様式3）を提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙様式4）にて行うものとし、質問書はE-mailで提出すること。なお、必ず電話にて到達を確認すること。

なお、件名は「自転車ヘルメット着用啓発動画の制作・配信業務委託に関する質問」とすること。

(2) 質問書の提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和6年4月23日（火）17：00（必着）

イ 提出先

「9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(3) 回答

随時、質問者に回答し、県ホームページにて公表する。

6 企画提案書の提出等

(1) 業務の目的等に留意のうえ、効果的なプロモーションの実施方法等を具体的に記載した下表の企画提案書等を作成し、10部を提出期限までに提出すること。

(A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）)

① 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
② 企画提案書	・仕様書に沿って、効果的な業務実施に係る企画・提案をすること。 ・契約締結後のスケジュール案も提案すること。	様式自由 (A4版)

	・国または地方公共団体から、元請けとして、啓発動画やPR動画の制作や配信に係る業務を受注した実績も提案内容に入れること。	
③ 協力企業一覧表	業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。	様式自由 (A4版)
④ 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	様式自由 (A4版)
⑤ 見積書	本事業に係る経費について、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A4版)

(2) 企画提案書等の提出期限及び提出先

提出方法は郵送又は持参とする。郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法とすること。

ア 提出期限

令和6年5月16日(木) 17:00(必着)

イ 提出先

「9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

7 審査及び結果通知

- (1) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案者1者及び次点提案者1者を選定する。なお、審査委員会は、令和6年5月27日(月)を予定しているが、詳細については、企画提案競技参加者(以下「参加者」という。)に対し、別途通知する。
- (2) 参加者は、審査委員会において企画提案等に係るプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、1者につき15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。
- (3) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順の逆順とする。
- (4) 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおりとする。
- (5) 採点は、企画提案に係るプレゼンテーションと審査委員の質疑から、審査基準に基づき行う。最も高い得点(審査委員の採点の合計)を得た提案者を最優秀提案者として、また、2番目に高い得点を得た提案者を次点提案者として選定する。なお、最高得点を得た者が複数いる場合には、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長判断により最優秀提案者と次点提案者を選定する。参加者が1者の場合は、各委員の合計点の平均が6割以上であれば、最優秀提案者として決定する。

- (6) 審査結果は、令和6年5月31日(金)を目処に審査委員会に出席した全ての参加者に対して文書により通知する。
- (7) 最優秀提案者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点提案者を委託候補者とする。なお、8その他(1)の失格事項に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。また、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (8) 参加者が5者を超える場合は、審査基準に準じて事務局(生活環境企画課)による予備審査(書類審査)を実施し、審査委員会への参加を5者に絞ることができるものとする。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての参加者に対し、E-mail または FAX にて通知する。なお、予備審査の審査結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさないものとする。

8 その他

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。
- ア 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記入をした者
 - イ 参加資格に不備がありながら、参加申込書及び企画提案書等を提出した者
 - ウ 審査委員又は関係者と本件の審査結果等について、自らに有利となるよう働きかける等の行為をした者
 - エ 契約限度額を超える金額で見積書を提出した者
 - オ その他、審査委員会が不適格と認める者
- (2) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (4) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県生活環境部 生活環境企画課 交通安全推進班
TEL : 097-506-3062 FAX : 097-506-1741
E-mail : a13000@pref.oita.lg.jp